様式第4号(第7条関係)

　　国頭村指令農　第　　　号

国頭村経営体育成支援事業助成金　交付・不交付　決定通知書

様

年　　月　　日付けで申請のあった国頭村経営体育成支援事業助成金について、交付・不交付　することを決定したので経営体育成支援事業交付規則第7条第1項の規定により通知する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国頭村長　　　　　　印

記

1.交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　　－

　　　　　2.交付決定の条件

(1)以下の場合は、交付金の交付を停止する場合がある。

・交付金を目的以外に使用したとき。

・交付対象者が離農又は死亡その他これに準ずる事実が発生したとき。

・その他交付金の目的に反すると認められる事実が発生したとき。

(2)支援事業の実施に当たり必要が認められる場合は、貴殿に対し必要な報告を　　求め、また、帳簿・書類の閲覧、その他の調査等を行うことがある。

　　　　　3．不交付の理由